

# 長期優良住宅技術的審査手数料

## 長期優良住宅技術的審査手数料(単独)

(税抜/単位：円)

		項目数	一般	住宅型式性能認定 型式住宅部分等製造者認証
一戸建ての住宅	長期使用構造等の審査 項目表：1・2・3・6	4	42,000	37,000
	住環境に関する基準を除く審査 項目表：1・2・3・6・(2)・(4)・(5)	7	45,000	40,000
	すべての基準の審査 項目表：1・2・3・6・(2)・(3)・(4)・(5)	8	50,000	45,000
共同住宅等	長期使用構造等の審査 項目表：1・2・3・4・5・6	6	100,000+12,000×住戸数	80,000+2,000×住戸数
	住環境に関する基準を除く審査 項目表：1・2・3・4・5・6・(2)・(4)・(5)	9	110,000+12,000×住戸数	90,000+2,000×住戸数
	すべての基準の審査 項目表：1・2・3・4・5・6・(2)・(3)・(4)・(5)	10	115,000+12,000×住戸数	95,000+2,000×住戸数

## 長期優良住宅技術的審査手数料(設計住宅性能評価同時申請)

(税抜/単位：円)

		項目数	一般	住宅型式性能認定 型式住宅部分等製造者認証
一戸建ての住宅	長期使用構造等の審査 項目表：1・2・3・6	4	40,000	5,000
	住環境に関する基準を除く審査 項目表：1・2・3・6・(2)・(4)・(5)	7	43,000	7,000
	すべての基準の審査 項目表：1・2・3・6・(2)・(3)・(4)・(5)	8	44,000	9,000
共同住宅等	長期使用構造等の審査 項目表：1・2・3・4・5・6	6	80,000+2,000×住戸数	5,000+1,000×住戸数
	住環境に関する基準を除く審査 項目表：1・2・3・4・5・6・(2)・(4)・(5)	9	90,000+2,000×住戸数	7,000+1,000×住戸数
	すべての基準の審査 項目表：1・2・3・4・5・6・(2)・(3)・(4)・(5)	10	95,000+2,000×住戸数	9,000+1,000×住戸数

## 共通

項目表
(1) 法第6条第1項第1号関係（長期使用構造等） 1. 法第2条第4項第1号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止） 2. 法第2条第4項第1号ロ関係（地震に対する安全性の確保） 3. 法第2条第4項第2号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置） 4. 法第2条第4項第3号関係（維持保全を容易にするための措置） 5. 法第2条第4項第4号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性） 6. 法第2条第4項第4号関係（エネルギーの使用の効率性）
(2) 法第6条第1項第3号関係（住宅の規模）
(3) 法第6条第1項第4号関係（居住環境の維持及び向上への配慮）
(4) 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第6号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
(5) 法第6条第1項第4号ハ又は同項第6号ロ関係（資金計画）

※ 2住戸程度の共同住宅等の場合の手数料は、別途お問い合わせください。

※ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合の手数料は別途加算します。

※ 変更に係る技術的審査の手数料

直前の技術的審査を弊社が行っている場合は1回の変更につき、上記手数料の2分の1の額とします。(他機関審査の場合は単独の審査手数料となります。)ただし、変更の内容が軽微なものに限り、一住戸当たり2,000円(税別)とします。

※ 再交付手数料は、3,000円(税別)とします。